

## 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた タクシー事業者による有償貨物運送について (Q & A)

### 1. 対象となる輸送品目は、食料・飲料に限定されるのか。

A) 今回の措置は、店内での飲食を営業自粛している飲食店等におけるニーズを踏まえ、主に調理された料理等のデリバリーを想定しています。

### 2. 運賃・料金はどのように決めるのか。

A) 依頼主である飲食店とタクシー事業者で相互に話し合い決定したものを収受していただくことになります。

### 3. 許可期間は延長することはできないのか。

A) 現時点（4月21日時点）では、今回の措置は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う限定的、特例的なものであることから、緊急事態宣言期間（5月6日まで）に調整期間（7日間）を加えた、5月13日までの期間を想定しています。

### 4. 貨物運送中の車体前面に「貨物」の表示する方法はどのような方法がよいのか。

A) 素材や作成方法に定めはありませんが、表示通達を参考にしながら、車内表示装置を隠して、外から見やすいように表示してください。

**5. 貨物の置き場所がトランクスペースに限定されているのはなぜか。**

A) 衛生面や、事故防止等の観点から、トランクスペースに積載いただくことを想定しています。また、運送を実施する場合はトランクスペースを清潔するとともに、保温・保冷のための専用のケースを用意するなど工夫してください。ステーションワゴンタイプの車両など、トランクスペースが構造上分離していない場合も同様です。

**6. 旅客と貨物を同時に運送することはできないのか。**

A) 今般の特例においては、旅客と貨物を同時に運送することはできないこととしています。

**7. タクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書とは具体的にはどのようなことか。**

A) 飲食店が宅配事業者等への委託を打診したが、十分な輸送力が確保できないなど、タクシー事業者に頼まなければ運送できない等、タクシー車両による運送が必要となった内容を記載してください。

**8. 申請した際と貨物の種類や数量に変更があった場合はどのように対応すればよいか。**

A) 許可証に記載してある内容に変更があった場合は、変更する内容を事前に届出することとなります。

**9. 支局窓口の訪問を控えたいが、手続はどのように行えば良いか。**

A) 郵送による申請書の提出・許可証の送付など、可能な範囲で対応します。具体的手続きは、運輸支局までお問い合わせください。

**10. 事業実績をどのように整理すればよいか。**

A) 収支については、タクシー事業と区分経理することとし、有償貨物運送中はタクシーメーターを実車扱いせずに運用してください。